（国家公務員宿舎法等の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

一　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第二号イ

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三項、第五項ただし書、第六項、第七項、第十二項、第十七項及び第二十九項

三　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第二条第一項

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第二十四条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「限り、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く」を「限る」に改める。

第五条の表第一条の項中「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「限る」に、「自衛隊法」を「限り、自衛隊法」に改め、「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を削り、「第四十五条の二第一項」の下に「の規定により採用された職員を除く」を加える。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第二十五条　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五条まで」の下に「又は附則第十二項若しくは第十三項」を、「第五条の三まで」の下に「及び附則第十二項から第十六項まで」を加える。

附則第六項中「第五条の二」の下に「及び附則第十五項」を加える。

附則第七項中「第五条」の下に「又は附則第十三項」を加える。

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第二十六条　自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条　国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十一項」を「附則第六項」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「附則第二十一項から第二十三項まで及び第二十六項」を「附則第六項から第八項まで及び第十一項」に改める。

附則第六条第一項中「附則第二十六項」を「附則第十一項」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十一条の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号中「第九条」を「附則第三条」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律及び国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十条　次に掲げる法律の規定中「附則第二十一項から第二十三項まで及び第二十六項」を「附則第六項から第八項まで及び第十一項」に改める。

一　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十一条第三項第一号

二　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十九条の二第四項第一号

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正）

第三十一条　国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に改める。

第十条の表第四条第二号の項中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二条　検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「附則第六条」を「附則第四条」に改める。

附則第二条中「次条及び附則第四条において「特例期間」という。」を削り、「第十条第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第三条及び第四条を削る。

附則第五条中「前三条」を「前条」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を附則第四条とする。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十三条　国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条中「前条の規定による改正後の」を削り、「附則第二十四項」を「附則第九項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第四項中「係る」の下に「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の」を、「昭和二十二年法律第百二十号」の下に「。以下この項において「旧国家公務員法」という。」を加え、「、「国家公務員法」を「、旧国家公務員法」を「（旧国家公務員法」に、「及び国家公務員法」を「及び旧国家公務員法」に改める。

第三十五条　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「第二十条各号」を「第二十条第一項各号」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「前条の規定による改正後の」及び「（以下この条において「新退職手当法」という。）」を削り、「新退職手当法附則第二十五項」を「同法附則第十項」に、「退職した国家公務員退職手当法」を「退職した同法」に、「あって国家公務員退職手当法」を「あって同法」に改め、同条第二項中「新退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に、「国家公務員退職手当法第十条第十一項」を「同条第十一項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　萩生田光一
防衛大臣　岸　信夫